**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第416号）**

**〔　府道美原太子線立体交差化事業関係文書(里道)部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年９月30日）**

**第一　審査会の結論**

富田林土木事務所長が行った部分公開決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和４年７月29日付けで、審査請求人は、大阪府知事(以下「諮問実施機関」という。)に対し、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第６条の規定により、行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

（本件請求の内容）

　近鉄長野線喜志－富田林間、古市起点3K518m付近(桜井町二丁目)の里道、線路右側は鉄道侵入防止柵(△コンクリート造)、線路左側は鉄道侵入防止柵の設置がない里道が、鉄道高架化事業の土留め擁壁が建設され、【主要地方道美原太子線立体交差事業に伴う土地の処理に関する覚書(令和２年10月19日)】の赤色着色凡例において、乙［富田林市］から丙［近鉄］への譲渡用地(交換)と示されているが、この近鉄線を渡る里道の譲渡交換となるまでの経緯と経過について、それぞれ情報の開示を願う。

　丙から乙へ、丙から甲［大阪府］への譲渡用地が示されているが、譲渡(交換・売買)に伴い、現状の路盤、路面(素地からコンクリートorＡｓ舗装等)の詳細と新たに民地・民有地との境界区分となる境界表示(柵、杭等)について、定められた基準の規定等の情報の開示も必要とする。

　元の鉄道線路を横断していた里道、う回路の整備もされず、鉄道高架化 土留め擁壁が新設建設され、里道の通行が抑止、止められている。在来・既設の近鉄線、18号溝渠(3K632)への通行は確保されるのかも、情報開示、回答されたい。

２　令和４年８月17日付けで、府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則(昭和35年大阪府規則第21号)第11条の規定により大阪府知事から権限を委任された富田林土木事務所長(以下「実施機関」いう。)は、本件請求に対し、条例第10条第１項及び第13条第１項の規定により、以下のとおり一部を公開する旨の決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

（１）公開請求の対象となる行政文書の名称

○会議議事録

・栗ヶ池事業(用地測量)について(H27.3.3)

・主要地方道美原太子線(栗ヶ池)事業に伴う事業調整会議(H27.5.29)

○主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う近鉄長野線との交差部における鉄道高架化工事基本協定書

○主要地方道美原太子線道路舗装工事(栗ヶ池工区)第４回変更図面のうち平面図、標準横断図(1)、横断図(2)

○公有財産事務の手引の7-4-9、7-4-19

○主要地方道美原太子線立体交差事業に伴う土地の処理に関する覚書

（２）公開しないことと決定した部分、公開しない理由

○　非公開部分には法人代表者の印影が記録されており、これを公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

【条例第８条第１項第１号該当】

○　非公開部分には個人の氏名、印影が記録されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。【条例第９条第１号該当】

３　令和４年８月27日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第２条の規定により、諮問実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

部分公開決定通知書に記載の「公開の請求となる行政文書(の名称)」の閲覧を全面拒否され、また、公開対象とされた行政文書も全て開示されずのため、審査請求をする。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

8/26(金)、富土第3552号令和４年８月17日付け部分公開決定通知(書)により部分公開を受領(16時00分から18時30分まで)。

当日、所定時刻に富田林土木事務所建設課道路整備グループを訪庁、部分公開決定通知書を提示、部分公開に進まれるも、通知書に記載の「公開の請求となる行政文書(の名称)」の閲覧を全面拒否され、また、公開対象とされた行政文書も全て開示されず。

２　反論書における主張

部分公開開示に先立ち「今回は補正なしで部分公開決定となったが」との前置きをされ、公開請求の対象とされた行政文書を手元に置いたまま、どれ一つ開示閲覧をされずして、開示請求に対してのヒャリングであるかのごとく開示請求人に対しての問合せに終始して、事務所の終業チャイムとともにそそくさと開示の場を離れ、勤怠パソコンの打込みに。公開の対象とされた行政文書の開示はおろか、閲覧もされずであった。

「部分開示決定」です。開示された情報に質問するのは情報開示請求者であると理解しております。

３　口頭意見陳述での主張

公開請求の対象となる行政文書の閲覧、開示を拒否された。全て開示されたい。

４　意見書における主張

令和４年８月26日、公開の実施場所(府富田林土木事務所建設課道路整備グループ)へ赴き、16時から部分公開実施を受領するも、公開請求の対象となる行政文書を手元に置かれたままどれ一つ開示、閲覧されず、事務所の終業チャイムとともに開示の場所を離れ、開示・閲覧されずであったため、審査請求をしたものである。

**第五　実施機関の主張要旨**

　実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

１　弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

実施機関は、本件請求の開示実施の際、審査請求人の面前に本件請求に係る全ての公開文書を閲覧用に用意していた。

本件請求では公開対象となった文書が計５項目、延べ20枚にわたったこと、公開の実施方法が「閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する」であったことから、各請求に対する公開対象文書の内容を順次説明していた。

しかし、説明の都度審査請求人から寄せられる質疑への対応に時間を要し、閉庁時間を過ぎても相当の時間を要すると認められたところ、審査請求人から残りは後日対応で構わない旨の申出があったため、後日改めて閲覧開示を行うことで合意したにもかかわらず、本件審査請求がなされたものである。

また、審査請求人と申し合わせたとおり、公開実施日の翌営業日から何度も日程調整のため架電したが、全て対応を拒否されている。

実施機関は丁寧な説明をし、適切な対応を行っているにもかかわらず、審査請求人は「閲覧を全面拒否」「行政文書も全て開示されず」といった、事実に反する理由を述べている。

３　結論

以上のとおり、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　諮問実施機関の主張要旨**

　諮問実施機関の理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。また、本件決定は条例第13条第１項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものと考える。

**第七　審査会の判断**

１　判断に当たっての基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、第８条及び第９条に適用除外事項の規定を置いたものであり、実施機関は、請求された情報が第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る判断について

審査請求人は、続きの公開の実施日時設定のための実施機関からの架電に一切応じず、公開対象文書の閲覧をしようとせず、挙句本件審査請求に及んだもので、「実施機関は公開決定した文書を開示閲覧させない、全て開示されたい」と主張し、本件決定の実体判断を不服として、非公開とした部分の公開あるいは対象文書の再特定等その見直しを求めてはいない。

当審査会において検討したところ、本件決定の実体判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人の上記主張を本件決定の手続的な瑕疵(公開実施手続の瑕疵)について指摘するものと解する余地もあるものの、実施機関は、条例第18条第１項により課された義務である公開の実施の完遂に向け、通常講ずべき措置を執ったと認められるため、理由がない。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子